六　法第八条（法第十条第四項及び法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件の通知
七　法第九条第一項の規定による補助金等の交付の申請の取下げの受理
八　法第十条第一項の規定による補助金等の交付の決定の全部若しくは一部の取消し又は決定の内容若しくはこれに附した条件の変更
九　法第十条第三項の規定による補助金等の交付
十　法第十二条の規定による補助事業等の遂行の状況の報告の受理
十一　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令
十二　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令
十三　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による実績報告の受理
十四　法第十五条の規定による補助事業等の成果の調査並びに補助金等の額の確定及び通知
十五　法第十六条第一項の規定による補助事業等の是正のための措置の命令
十六　法第十七条第一項の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取消し
十七　法第十八条第一項又は第二項の規定による補助金等の返還の命令
十八　法第二十条の規定による他の補助金等の一時停止又は当該補助金等と未納付額との相殺
十九　法第二十一条第一項の規定による返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金の徴収
二十　法第二十一条の二の規定による理由の提示
二十一　法第二十二条の規定による補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分の承認（中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金に限る。）に係るものに限る。）
二十二　法第二十三条第一項の規定による報告命令、職員による立入検査及び関係者に対する質問の実施
二十三　法第二十五条第一項の規定による不服の申出の受理
二十四　法第二十五条第二項の規定による不服の申出に係る必要な措置及び通知

○農林水産省告示第七百十号

漁港漁場整備法施行令（昭和二十五年政令第二百三十九号）第四条第一項の規定に基づき、平成十四年四月一日農林水産省告示第九百四十四号（漁港漁場整備法施行令第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件）を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

本則各号列記以外の部分中「漁港漁場整備法施行令」を「令」に改め、「第四条第一項の」の下に「法第四条第一項第二号に掲げる事業に係る」を加え、「のとおり」を「に掲げる要件のいずれかを満たすものであること」に改め、本則第一号ニ(1)中「第二条第三項第五号」を「第二条第三項第二号」に、「第三条第三項」を「第三条第四項」に改め、同号ニ(2)中「たい積物」を「堆積物」に改め、本則第二号中「漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第四条第一号」を「法第四条第一項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改め、本則第三号及び第四号中「漁港漁場整備法第四条第二号」を「法第四条第一項第二号」に改め、本則を第三条とし、同条に見出しとして「（法第四条第一項第二号に掲げる事業に係る基準）」を付し、同条の前に次の二条を加える。

（岸壁等に係る基準）

第一条　漁港漁場整備法施行令（以下「令」という。）第四条第一項の特定第三種漁港において漁獲物の陸揚げを衛生的に行うことができる岸壁、物揚場、桟橋又は浮桟橋（以下「岸壁等」という。）に係る農林水産大臣が定める基準は、次に掲げる全ての要件を満たすものであることとする。

一　漁獲物の処理及び保蔵を衛生的に行うことができる荷さばき所（次条第二号から第十一号までに掲げる全ての要件に該当するものに限る。）と一体的に配置されること。
二　漁獲物の陸揚量の見通しから、施設の規模が適切であること。
三　想定される外力に対して構造耐力上安全であること。
四　漁獲物の陸揚作業を安全かつ円滑に実施できること。
五　塵埃（じんあい）、雨又は直射日光による漁獲物の品質の劣化を防止するために必要な屋根の構造又は設備を有すること。
六　鳥獣のふん等による漁獲物の汚染を防止するために必要な設備を有すること。
七　清浄な水を安定的に供給できること。
八　血水等の排水及び漁獲物の残さその他の廃棄物の処理を適切に行うことができる構造であること又はそのための設備を有すること。

（荷さばき所に係る基準）

第二条　令第四条第一項の特定第三種漁港において漁獲物の処理及び保蔵を衛生的に行うことができる荷さばき所に係る農林水産大臣が定める基準は、次に掲げる全ての要件を満たすものであることとする。

一　漁獲物の陸揚げを衛生的に行うことができる岸壁等（前条第二号から第八号までに掲げる全ての要件に該当するものに限る。）と一体的に配置されること。
二　漁獲物の取扱量の見通しから、施設の規模が適切であること。
三　想定される外力に対して構造耐力上安全であること。
四　漁獲物、人及び車両の動線を区分するために必要な構造を有すること。
五　塵埃（じんあい）又は雨による漁獲物の品質の劣化を防止できる壁、庇（ひさし）、樋（とい）等の設備を有すること。
六　鳥獣のふん等による漁獲物の汚染を防止するために必要な構造を有すること。
七　せり売等のために漁獲物の一時保管を行う場所において、品質保持の観点から漁獲物の温度管理を適切に行う構造及び設備を有すること。
八　清浄な水を安定的に供給できること。
九　血水等の排水及び漁獲物の残さその他の廃棄物の処理を適切に行う構造又は設備を有すること。